

厚木市建築基準条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正理由

令和4年6月17日に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことにより、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じるため、建築基準法（以下「法」という。）が令和6年4月1日に改正されたことから、法に準じ耐火建築物に係る主要構造部規制や防火規制の別棟みなし規定に係る厚木市建築基準条例（以下「条例」という。）の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化に伴う措置

法第2条第9号の2イの改正により、耐火建築物が主要構造部を耐火構造としたものから、特定主要構造部を耐火構造としたものに改められたことに伴い、条例第23条、第41条などの耐火建築物に係る規定において「主要構造部」を「特定主要構造部」に改正します。

また、上記の法の改正により、耐火建築物について損傷を許容する主要構造部に木材を使用できるように改められたことに伴い、条例第21条、第32条などの建築物のすべての主要構造部に対して準耐火構造を求める規定において、法に準じて耐火建築物であれば損傷を許容する主要構造部に木材を使用できるようにするため、「準耐火構造」の文言の後に「特定主要構造部が耐火構造である場合を含む」の文言を追加します。

(2) 防火規制に係る別棟みなし規定の創設に伴う措置

法第21条、第27条や第61条などの改正により、延焼を遮断できる高い耐火性能の壁等（火熱遮断壁等）で区画された場合、防火規制の適用上は別の建築物とみなすことができる規定が創設されたことに伴い、条例第28条、第29条などの防火規定について、法と同様に別の建築物とみなすことができる規定を追加します。

(3) その他文言の整理

3 施行日

公布の日（令和6年12月議会へ提案予定）

4 条例改正のスケジュール

- (1) 検察庁協議（9/5）
- (2) 経営戦略調整会議（10/3）
- (3) 経営戦略会議（10/10）
- (4) 例規審査会（10/25）
- (5) 12月定例会議に提案（11/29）
- (6) 改正条例の施行予定日 公布の日

5 周知について

窓口掲示、市ホームページへの掲載、関係団体へ送付など

6 その他

市民参加手続については、法令で定められる基準の変更に伴う条例改正であることから、厚木市市民参加条例（平成 24 年厚木市条例第 1 号）第 6 条第 7 項第 3 号の規定に基づき省略します。

改正イメージ (特定主要構造部)

改正前

耐火建築物 = **主要構造部** を耐火構造としたもの

※主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根、階段をいう。

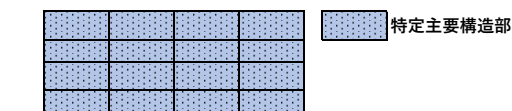


全ての主要構造部を耐火構造とする必要があった。

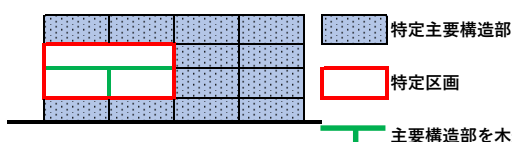
改正後

耐火建築物 = **特定主要構造部** を耐火構造としたもの

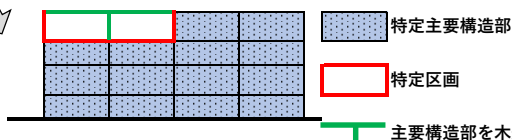
※特定主要構造部とは、主要構造部のうち、損傷を許容する部分以外の主要構造部をいう。



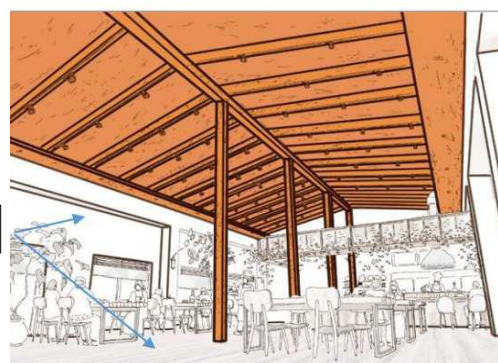
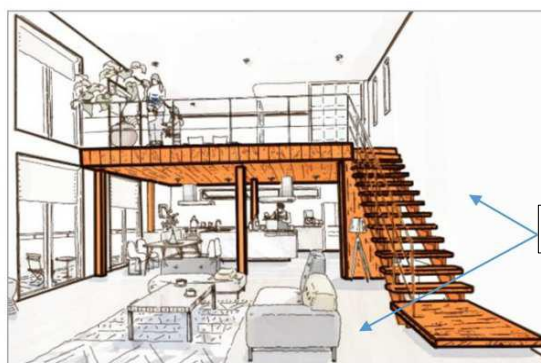
従来通りに全ての特定主要構造部を耐火構造としてもよい。



特定主要構造部のみを耐火構造とし、中間階の特定区画に囲まれた部分は床、壁等の主要構造部を木造とすることができる。



特定主要構造部のみを耐火構造とし、最上階の特定区画に囲まれた部分は壁、屋根等の主要構造部を木造とすることができる。



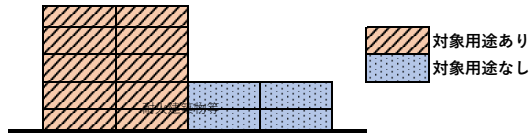
※主要構造部を木造とできる部分を区画する**特定区画**は、木材使用量に応じて長時間の火災に耐えうる壁、床、屋根、開口部等とする必要がある。

※主要構造部を木造とできる部分は倉庫、車庫、自動車修理工場などの用途にすることはできない。

改正イメージ (防火別棟)

改正前

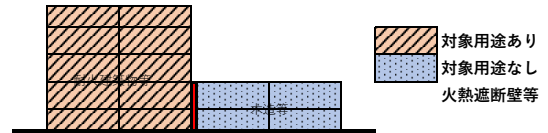
新築



一定規模以上の対象用途がある場合、**建築物全体を耐火建築物等**とする必要があった。

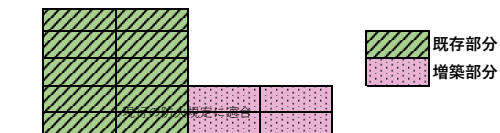
※対象用途とは旅館、ホテル、劇場等

改正後

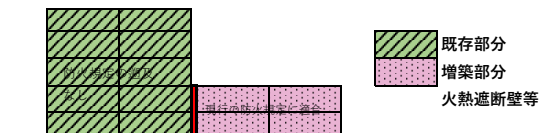


火熱遮断壁等で分離された場合、**対象用途部分のみ耐火建築物等**とし、それ以外の部分は木造等とすることができる。

増築



防火規定が適用される以前に建築された建築物に増築する場合、**既存部分に現行の防火規定が遡及**していた。



火熱遮断壁等で分離された場合、既存部分は現行の防火規定の遡及対象外とできる。



火熱遮断壁等



火熱遮断壁等

※**火熱遮断壁等**は、延焼を遮断できる高い耐火性能を有するもので、壁タイプ、コアタイプ、渡り廊下タイプがある。

※火熱遮断壁等を使用する建築物は倉庫、車庫、自動車修理工場などの用途にすることはできない。